



発行 新潟県

第53号

令和6年7月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 802 自衛官の令和6年度募集(市町村課)
- 803 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 804 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 805 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 806 公共測量の終了通知(監理課)
- 807 公共測量の実施通知(監理課)
- 808 公共測量の終了通知(監理課)
- 809 公共測量の実施通知(監理課)
- 810 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定(河川管理課)
- 811 指定確認検査機関の業務区域の(建築住宅課)

公 告

- 製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)
- 大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

議 会 規 程

- 4 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程(議会事務局総務課)
- 5 新潟県議会ICカード管理規程の一部を改正する規程(議会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第802号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官又は二等空士として採用する航空自衛官及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員の募集を次のとおり行う。

令和6年7月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象 者				募 集 期 間
種 目	試験月	要員区分	採用予定数	
一般曹候補生(※1)	9~10月	陸自男女 海自男女	令和7年3・4月入隊 前年度採用者数 約100名(新潟県)	令和6年7月1日から9月3日まで
	12~1月	空自男女		令和6年10月1日から11月28日まで
自衛官	9月	陸自男女	令和7年3・4月入隊	令和6年6月20日から9月5日まで

候補生 (※1)	11月	海自男女 空自男女	前年度採用者数 約80名(新潟県) (上記の時期以外でも入隊が可能。詳細は自衛隊新潟地方協力本部まで問い合わせること。)	で
	12月			令和6年9月6日から10月31日まで
	2月～3月			令和6年11月1日から11月22日まで
航空学生 (※2)	9～12月	海自男女 空自男女	令和7年3・4月入隊 海上自衛隊：約74名 航空自衛隊：約72名	令和6年11月23日から令和7年2月13日まで
				令和6年7月1日から9月5日まで

※1 一般曹候補生及び自衛官候補生の応募資格

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者

32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者

※2 航空学生の応募資格

令和7年4月1日現在、海上自衛隊は18歳以上23歳未満の者、航空自衛隊は18歳以上24歳未満の者

高等学校等卒業業者又は高等学校等卒業業者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者

2 試験期日及び試験会場

種目	試験月	試験期日	試験会場	
一般曹候補生 (※)	9月～10月	Web試験(筆記試験及び適性検査) 1次：令和6年9月20日～22日 (上記のうち選択する1日)	受験案内でお知らせ	
		口述試験及び身体検査 2次：令和6年10月13日～16日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)	
	12～1月	Web試験(筆記試験及び適性検査) 1次：令和6年12月7日・8日 (上記のうち選択する1日)	受験案内でお知らせ	
		口述試験及び身体検査 2次：令和7年1月11日～12日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)	
	自衛官候補生 (※)	9月	Web試験(筆記試験及び適性検査) 令和6年9月16日～19日 (上記のうち選択する1日)	/
			口述試験及び身体検査 令和6年9月27日～9月30日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 陸上自衛隊新発田駐屯地
11月		Web試験(筆記試験及び適性検査) 令和6年11月7日～10日 (上記のうち選択する1日)	/	
		口述試験及び身体検査 令和6年11月16日・17日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 陸上自衛隊新発田駐屯地	
12月	Web試験(筆記試験及び適性検査) 令和6年12月1日～3日 (上記のうち選択する1日)	/		
	口述試験及び身体検査 令和6年12月14日・15日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 陸上自衛隊新発田駐屯地		
自衛官	12月	口述試験及び身体検査 令和6年12月14日・15日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 陸上自衛隊新発田駐屯地	

候補生 (※)	2月～3月	Web試験（筆記試験及び適性検査） 令和7年2月20日～2月22日 （上記のうち選択する1日）	
		口述試験及び身体検査 令和7年3月1日・2日 （上記のうち指定する1日）	
航空 学生	9～12月	海上自衛隊 1次：令和6年9月16日 2次：令和6年10月12日～17日 3次：令和6年11月15日～12月11日 （上記のうち指定する1日） 航空自衛隊 1次：令和6年9月16日 2次：令和6年10月12日～17日 3次：令和6年11月9日～12月12日 （上記のうち指定する連続6日間）	受験案内・1次試験合格通知・ 2次試験合格通知でお知らせ

※ 採用予定数に達した場合、採用試験を実施しない場合がある。

※ 12～1月一般曹候補試験は志願状況により実施しない場合があります。

3 応募手続

(1) 郵送又は持参による応募

自衛隊新潟地方協力本部（出張所、地域事務所、募集案内所等を含む。）で志願書類を受領し、必要事項を記入した後、自衛隊新潟地方協力本部に郵送又は持参すること。

(2) インターネットによる応募

自衛官募集ホームページからインターネット応募サイトへアクセスし、必要事項を入力した後、送信すること。

4 その他

応募手続に関する詳細は、自衛隊新潟地方協力本部（出張所、地域事務所、募集案内所等を含む。）まで問い合わせること。

◎新潟県告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年7月12日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 北蒲原郡聖籠町大字蓮野4718番地 新保 信一

退任年月日 令和6年7月3日

◎新潟県告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営東中地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年7月16日から令和6年8月13日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第805号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年7月12日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
中山堤	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業	五泉市	令和6年3月27日

◎新潟県告示第806号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 若宮地区 第1次境界測量業務委託)
- 2 作業期間 令和5年9月11日から令和6年6月28日まで
- 3 作業地域 新潟県五泉市本田屋、東石曾根他 地内

◎新潟県告示第807号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和6年7月10日から令和6年11月29日まで
- 3 作業地域 魚沼市、南魚沼市

◎新潟県告示第808号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年9月12日から令和6年6月28日まで
- 3 作業地域 新潟県十日町市伊達甲 地内

◎新潟県告示第809号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年7月8日から令和6年10月28日まで
- 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村八ツ口地先

◎新潟県告示第810号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和6年7月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川

阿賀野川水系

新江川

大沢川

風越川

上ノ入川

三兵川

尾白川

仙見川

杉川

高石川

首戸沢川

- 2 指定年月日

令和6年7月12日

◎新潟県告示第811号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり業務区域を増加する旨の申請があり、これを認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 業務区域を増加した指定確認検査機関
一般財団法人にいがた住宅センター
- 2 業務区域の増加の範囲
中間検査及び完了検査に関する業務区域のうち佐渡市及び岩船郡粟島浦村
- 3 業務区域を増加した年月日
令和6年7月1日

公 告

製菓衛生師試験の実施について（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、令和6年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和6年7月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和6年9月13日（金）

午後2時00分から午後4時30分まで

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1ほか

新潟県庁西回廊大会議室、自治会館本館講堂及び別館ゆきつばき（901、902会議室）

2 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論

(7) 製菓実技

全問、四肢択一式により出題する。

製菓実技は、「和菓子分野」「洋菓子分野」「製パン分野」の3分野から1分野を選択して解答する。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

4 受験申込に必要な書類

(1) 受験願書

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 上記3(1)に該当する者（製菓衛生師法第5条第1号に該当する者）

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書又は履修証明書

婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍謄本又は抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。（本証は確認後、返却する。）

イ 上記3(2)に該当する者（製菓衛生師法第5条第2号に該当する者）

学校教育法第57条に規定する者であることを証明する書類及び菓子製造業従事証明書

婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍謄本又は抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。（本証は確認後、返却する。）

(3) 受験票

(4) 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向き上半身、大きさはパスポート用写真サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）

裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(5) 試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けようとするときは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）に基づく菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し（本証を持参のこと。確認後、返却する。）

5 受験手数料 9,400円

6 受験願書の受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

令和6年7月26日（金）から8月9日（金）まで（土、日曜日、祝日を除く）

(2) 提出場所

住所地を所管する保健所（県外に居住する者は新潟県福祉保健部生活衛生課）

7 合格発表

令和6年10月24日（木） 午前9時

住所地を所管する保健所及び県庁行政庁舎1階（広報展示室前掲示板）において行う。

また、県ホームページにおいても行う。

なお、合格発表日から11月22日(金)の間(土、日曜日、祝日を除く)は、受験者本人が受験票を呈示することにより新潟県福祉保健部生活衛生課及び受験者の住所地を所管する保健所(ただし、新潟市保健所は除く)において、各人の得点を知ることができる。

8 その他

- (1) 受験者には、受験願書受付後「製菓衛生師試験受験票」を送付する。
- (2) この試験について不明な点は、最寄りの保健所又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年7月12日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ダイレックス加茂店
所在地 加茂市新栄町1920番5 外
設置者 ダイレックス株式会社

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇

3 変更年月日

- (1) 令和6年3月1日
- (2) 令和6年3月1日

4 変更の理由

- (1) 代表者変更のため
- (2) 代表者変更のため

5 届出年月日

令和6年6月24日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、加茂市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和6年7月12日から令和6年11月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班
電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年7月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ダイレックス新発田店・ファミリーマート新発田舟入町店
所在地 新発田市舟入町一丁目90番4 外
設置者 ダイレックス株式会社 他1者
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称) ダイレックス新発田店・ファミリーマート新発田舟入町店
(変更後) ダイレックス新発田店・ファミリーマート新発田舟入町店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
- 3 変更年月日
 - (1) 令和6年3月1日
 - (2) 令和6年3月1日
 - (3) 令和6年3月1日
- 4 変更の理由
 - (1) 店舗名称が正式に決定したため
 - (2) 代表者変更のため
 - (3) 代表者変更のため
- 5 届出年月日
令和6年6月24日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年7月12日から令和6年11月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ハンドフットクロズモニタの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年7月12日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
ハンドフットクロズモニタ 二式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和7年3月31日(月)
 - (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院 西3病棟放射線治療病室 等

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年7月26日(金) 午前9時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年7月12日

新潟県議会議長 楡井 辰雄

新潟県議会規程第4号

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年新潟県議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）</u>の項目</p>	<p style="text-align: center;">(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報の項目</u></p>

<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(第三者意見照会書等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 条例第27条第3項の書面は、別記第9号様式による<u>開示決定に係る通知書</u>とする。</p> <p>別記</p> <p>第9号様式 (第15条第7項関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>開示決定に係る通知書</u></p> <p>(略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(第三者意見照会書等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 条例第27条第3項の書面は、別記第9号様式による<u>開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書</u>とする。</p> <p>別記</p> <p>第9号様式 (第15条第7項関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書</u></p> <p>(略)</p>
--	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県議会ICカード管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年7月12日

新潟県議会議長 楡井辰雄

新潟県議会規程第5号

新潟県議会ICカード管理規程の一部を改正する規程

新潟県議会ICカード管理規程（令和6年新潟県議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（カードの管理）</p> <p>第3条 カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）カードの管守 <u>議会事務局総務課長</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（カードの事故に関する報告）</p> <p>第6条 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに<u>議会事務局総務課長</u>及びICT推進課長に届け出なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（カードの管理）</p> <p>第3条 カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）カードの管守 <u>法務文書課長</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（カードの事故に関する報告）</p> <p>第6条 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに<u>法務文書課長</u>及びICT推進課長に届け出なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。